

○小諸市等公平委員会共同設置規約

昭和42年4月1日

告示第10号

改正 昭和57年8月31日組合公平委規約第1号

昭和57年9月28日組合公平委規約第2号

平成2年3月26日告示第5号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき小諸市・浅麓環境施設組合(以下「関係市組合」という。)は、共同して公平委員会を設置する。

(名称)

第2条 この公平委員会は、小諸市等公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

(公平委員会の執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、長野県小諸市相生町3丁目3番3号の小諸市役所内とする。

(委員の選任方法)

第4条 公平委員会の委員は、小諸市長が小諸市議会の同意を得て選任するものとする。

2 小諸市長は、前項の規定により選任した委員の氏名及び経歴を浅麓環境施設組合(以下「関係組合」という。)の長に通知しなければならない。

(公平委員会の事務を補助する小諸市の職員)

第5条 公平委員会の事務を補助する小諸市の定数は、関係市組合長が協議して定めるものとする。

(負担金)

第6条 公平委員会に関する関係市組合の負担金の額は、関係市組合長がその協議により決定しなければならない。

2 関係組合は、前項の規定による負担金を、小諸市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期について、関係市組合がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第7条 関係市組合のうち、特定の市組合が専ら当該市組合のために公平委員会をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該市組合は、これに要する経費を前条第1項の規定による負担金とは別に小諸市に交付するものとする。

2 前項の経費は、第8条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(公平委員会に関する小諸市の予算)

第8条 公平委員会に関する小諸市の予算は、これを特別会計とする。

(公平委員会に関する小諸市の決算報告)

第9条 小諸市長は、公平委員会に関する決算を小諸市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係組合長に報告しなければならない。

(公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程)

第10条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市組合はこれを相互に調整するように努めなければならない。

(公平委員会の委員の身分の取扱に関する条例、規則並びにその他の規程)

第11条 小諸市は、公平委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法等に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係組合と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を、小諸市が制定又は改廃したときは関係組合長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。

(公平委員会の委員の退職)

第12条 小諸市長は、公平委員会の委員の退職につき承認を与える場合には、あらかじめ関係組合長と協議しなければならない。

(補則)

第13条 この規約に規定するものを除くほか必要な事項は、関係市組合長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

2 関係組合長は、この規約施行の際現に効力を有する第11条第1項の規定による小諸市の小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)を公表しなければならない。

附 則

この規約は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日告示第4号)

1 この規約は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に改正前の規約(以下「旧規約」という。)の規定に基づき、小諸市議会の同意を得て選任した公平委員会の委員は、改正後の規約の規定に基づいて選任したものとみなし、その任期は、旧規約により在任した期間の残任期間とする。